

東日本大震災復興特別区域法のQ & A

(第2弾：税制上の特例に係る指定に関する手続きについて)

目次

1 指定までの手続き

(1) 総論 … P 1

2 指定後の手続き

(1) 総論 … P 2

(2) 各論 … P 3

分類	Q	A
1 指定までの手続き	① 事業者が指定の申請を受けられなかった場合、再申請をしてもいいか。	指定要件を満たさなかった事業者が、後に指定要件を満たすようになったときには、再申請を行うことが可能である。
	② 認定地方公共団体が法人等の指定や実施状況報告書の認定を行うにあたって、復興庁等への協議は必要か。	認定地方公共団体が指定や認定を行うに際し、協議などの国の事前の関与はない。
	③ 認定地方公共団体による指定や実施状況報告書の認定に対し、国は全く関与しないのか。	国は、認定地方公共団体に対して、認定復興推進計画の実施状況について報告を求めたり（法第7条第1項）、認定復興推進計画の適正な実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる（法第8条第1項）。これらの対象には、認定地方公共団体の指定や実施状況報告書の認定も含まれる。
(1) 総論	④ 指定の申請はどの認定地方公共団体に行えばよいのか。	<p>事業を実施する場所を所管する認定地方公共団体に対して行う。</p> <p>特区法第37条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が施設又は設備を新增設しようとする復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> <p>特区法第38条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が被災者を雇用している事業所が所在する復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> <p>特区法第39条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が開発研究用の資産の取得等をして開発研究の用に供する復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> <p>特区法第40条の特例に係る指定を申請する場合には、新規立地促進税制の適用を受けようとする法人が設立された復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> <p>特区法第41条の特例に係る指定を申請する場合には、被災者向け優良賃貸住宅を新たに取得等しようとする復興居住区域が所在している認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> <p>特区法第42条の特例に係る指定を申請する場合には、指定会社事業実施計画に記載する「事業の実施場所」が所在する認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p>

<p>⑤ 複数の市町村の区域にまたがっている復興産業集積区域に関して指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p>	<p>複数の市町村の区域にまたがっている復興産業集積区域に関して指定の申請を行う事業者は、事業者が事業を実施する場所を所管する市町村に対して申請を行うこととなる。</p>
<p>⑥ 県及び市町村が共同で作成した認定復興推進計画に関して、指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p>	<p>予め申請先として定められた認定地方公共団体に対して申請を行う。申請先が定められていない場合、県又は市町村のどちらでも構わないが、指定の申請をする事業者の混乱を避けるため、あらかじめ県と市町村で調整を行い、指定の申請先を決めておくことが望ましい。</p>
<p>⑦ すぐに適用されない特例に関しても指定の申請をしてよいのか。</p>	<p>指定の申請は、事業者の判断で行うことができる。</p>
<p>⑧ 特例ごとに指定を受けなければならないのか。</p>	<p>特例の対象となる事業者の活動内容が異なることや、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、指定は受けようとする特例ごとに受けていただく必要がある。</p>
<p>⑨ 複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。</p>	<p>複数の特例に係る指定の申請を同時に行うことは可能であるが、それぞれの特例ごとに、別記様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することはできない。ただし、共通の添付書類がある場合に、全てを原本にせず、原本が一部あれば、残りを写して代用することは認められる。</p>

2 指定後の手続き

<p>① 指定事業者が実施状況報告書を出すタイミングはいつぐらいになるのか。</p>	<p>指定事業者は、当該指定事業者の事業年度終了後1か月以内の提出が必要である。 法人の場合は、例えば、事業年度末が3月31日の会社であれば、4月末日が提出期限となる。 個人事業者の場合は、事業年度が暦年（1月から12月）であるので、1月末日が提出期限となる。</p>
<p>② 指定事業者事業実施計画の変更があった場合はどうすればよいのか。</p>	<p>指定事業者は、申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。</p>

<p>(1) 総論</p>	<p>③ 変更の届出が不要となる場合はあるのか。</p>	<p>申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容の変更が軽微であれば、届出は不要であり、その内容で実施状況報告書を作成・提出すればよい（軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違。）。なお、軽微な変更か否かの判断が難しい場合は、復興庁・復興局又は指定をした認定地方公共団体へ問い合わせ願いたい。</p>
	<p>④ 認定地方公共団体は、指定事業者の指定に係る申請に対し指定しない場合、指定事業者の指定を取り消した場合又は指定事業者から提出された実施状況報告書に対し認定しない場合において、行政不服審査法に基づく教示を行う必要があるのか。</p>	<p>行政不服審査法第57条に基づく教示については、認定地方公共団体において別途行うこと。その際、別記様式の余白に教示を記載することを妨げるものではない。</p> <p>【記載例】 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇県知事（又は〇〇市長など）に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に県（又は市町村）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>
<p>(2) 各論</p>	<p>① 出資控除の特例の別記様式第7の12について、個人ごとに作るのは大変だと思うが、何か個人ごとに作らなければならない理由はあるか。</p>	<p>出資に係る所得控除の特例を受けるのは、株式を払込みにより取得した個人であることから、指定会社が作成する確認申請書（別記様式第7の12）は個人ごとに作成することとしたものである。</p>
	<p>② 建築物整備事業に関し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第3条の2第1号、第6条の2第1号又は第9条の2第1号の書類とは何か。</p>	<p>東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第2項の規定に基づき、認定地方公共団体が当該建築物整備事業を適切に実施していると認定したことを証する書面（当該認定の概要を記載した書面）「別記様式第2の2」を交付することとしています。</p>